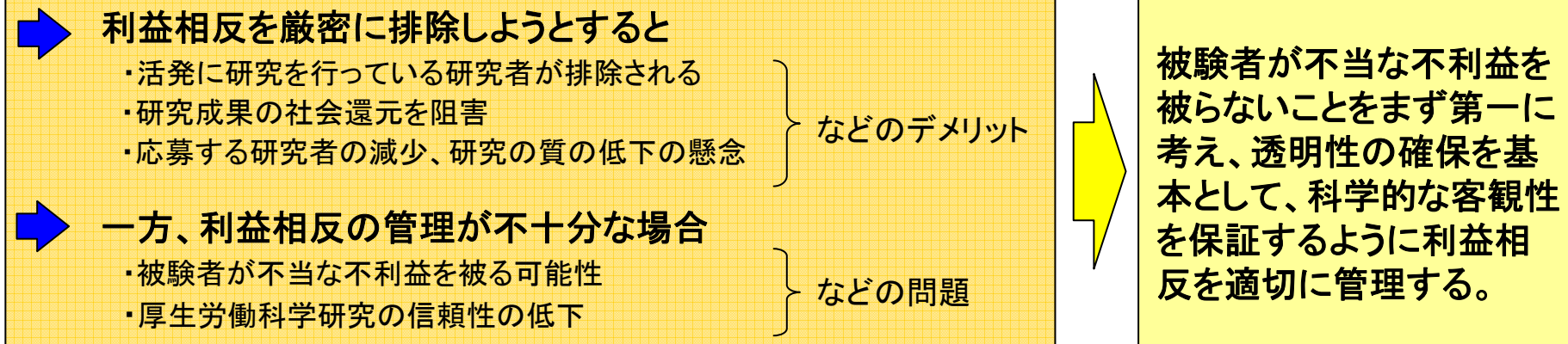


厚生労働科学研究における利益相反 (Conflict of Interest: COI) の管理に関する指針 (案) 概要

利益相反 (*) は産学連携活動が盛んになれば、必然的・不可避免的に発生するもの。



(*) 利益相反とは、外部との経済的な利益関係等によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態

(例: 製薬会社Aの製品の副作用調査をしている研究者が、A社から他の研究に対して寄附をもらっているような場合等)

厚生労働科学研究における利益相反 (Conflict of Interest: COI) の管理に関する指針

厚生労働科学研究の公正性、信頼性を確保するために、厚生労働科学研究に関わる研究者の利益相反について、所属機関の長の責任の下、第三者を含む利益相反委員会 (COI委員会) を設け、透明性を確保して適切に管理する。

利益相反の管理

- ・ 各研究施設にCOI委員会を設置
- ・ 一定額を超える経済的な利益関係のCOI委員会への報告
- ・ COI委員会はCOIの管理に関する審査及び検討を行い機関の長に意見
- ・ 機関の長は、COI委員会の意見等に基づき、改善に向けて指導、管理
- ・ 厚生労働省等への報告
- ・ 厚生労働省等からの指導

* 平成22年度以降の厚生労働科学研究費補助金の交付申請書提出前にCOI委員会が設置されず、あるいは外部のCOI委員会への委託がなされていない場合には、平成22年度以降の厚生労働科学研究費補助金の交付を受けることはできない。